北海道美唄養護学校

学校いじめ防止 基本方針



北海道美唄養護学校

北海道美唄養護学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

（1）基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てる、傍観するなどの行為も絶対に許さないという姿勢で、どのような些細なことでも必ず親身になって相談に応じるなどの対応が大切である。それらがいじめの発生、深刻化を防ぎ、生徒にいじめは絶対に許されないという意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動全般において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな成長を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

（2）基本理念に基づく取組を進めるに当たっての留意点

ア　いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒にいじめにつながるような不適切な方法で、人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことがないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携のもと、早期に解消する。

イ　生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく 力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかり持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 いじめの理解

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものを言う。

（2）いじめを理解する上での留意点

ア　いじめをうけた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの真実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

イ　インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

ウ　生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言

葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わないで指導するなど、柔軟な対応をする場合もある。ただし、これらの場合においてもいじめ対策指導会議で情報共有をして対応する。

エ　生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば発達障がいを含む障がいのある生徒」や「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」、「性同一性障害」 や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

オ　「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけあい」を軽く考え、 気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

（3）いじめの内容

・冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（4）いじめの要因

ア　いじめは、児童生徒の同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

イ　いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメ ント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場 面で起こり得る。

ウ　いじめは加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観 衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている。「傍観者」の存在や、学級の部活動等の 所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

エ　いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌 なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在している ことが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっ かりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係 での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

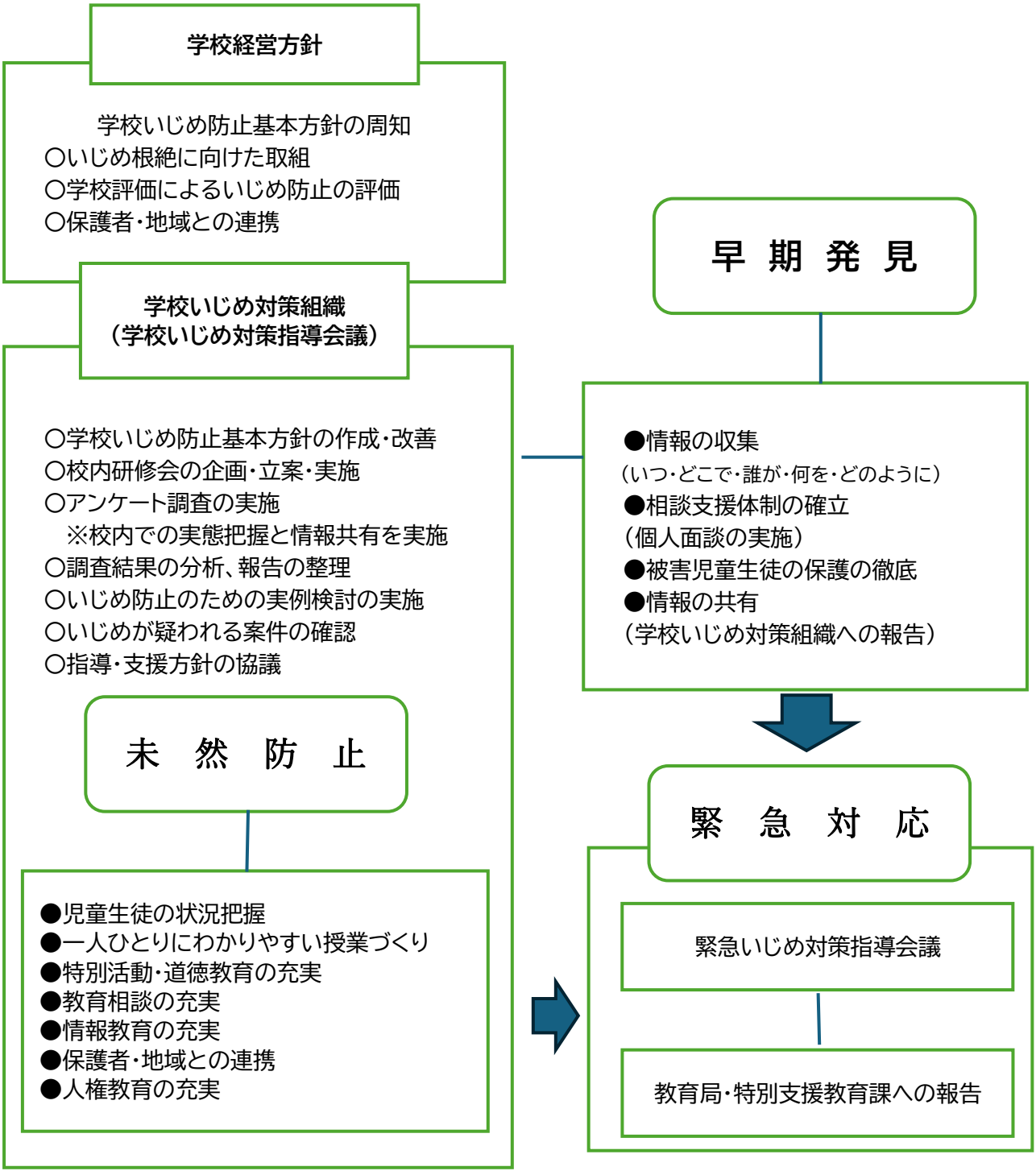
オ　いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめ は絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。 そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができないために、いじめが起こり得る。

第2章　いじめ防止

1　いじめ防止の指導体制・組織対応

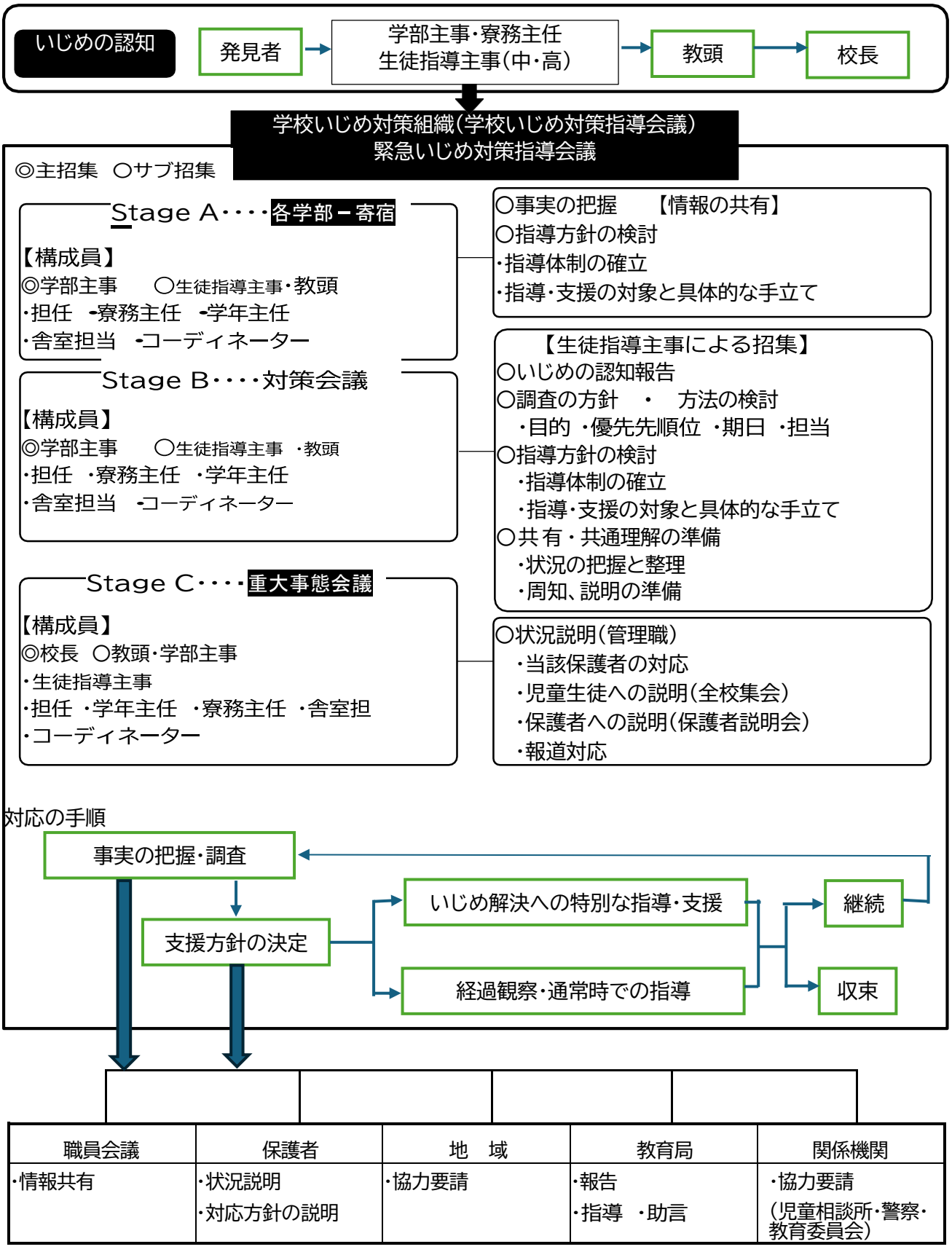
（1）日常体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



（2）緊急時の組織対応

※いじめに関するどのような小さいことでも、その都度設置者に報告すること



職員会議	保護者	地　域	教育局	関係機関
・情報共有	・状況説明 ・対応方針の説明	・協力要請	・報告 ・指導　・助言	・協力要請 （児童相談所・警察・教育委員会）

2 いじめの未然防止の取組

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取組が求められる。
児童生徒にたいしては教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感及び模範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

児童生徒の状況把握
- 個別の教育支援計画の活用
- コミュニケーション能力の育成
- 一人ひとりに応じた授業づくり

特別活動・道徳教育の充実
- 人権意識の理解・啓発
- ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- 児童生徒会活動・係活動の充実

教育相談の充実
- 担任による教育相談（保護者への聞き取りを含む）
- 生徒指導担当者による教育相談
- コーディネーターによる教育相談
- 定期的な教育相談の実施

情報教育の充実
- 「情報」におけるモラル教育の充実
- 教科等を合わせた指導の中での情報教育の充実
- 学校生活全体を通した情報教育の充実

保護者、地域との連携
- 学校公開の実施
- 関係機関との連絡体制の構築
- 学校評議員会での説明・協力要請
- PTA への説明・協力要請
- 保護者懇談会等での説明

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

情報の収集 ―― 教職員の観察からの気付き
・養護教諭からの情報
・児童生徒からの相談・訴え
・保護者等との懇談等の実施
・各種調査からの気付き

相談体制の確立 ―― 相談窓口の設置（学校内）及び周知（学校内外）

情報の共有 ―― 情報の整理・分析
・教職員への情報提供
・報告内容・経路の明示と報告徹底
・職員会議での情報共有
・対象児童生徒の状況
・入学、卒業、転出入、進路時の引継ぎ

第3章　いじめが発生した際の対応

1 基本的な考え方

いじめを受けた生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたることが再発防止の手立てである。いじめを行った生徒自身が深刻な課題を有していることも多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚する ことが困難な状況にある場合がある。よっていじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、相手に謝罪する気持ちに至ることができるよう継続的な指導が必要である。いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや教職員、保護者等の支援、そして何よりも相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきかっけをつかむことができる。そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築を行う営みを通じて、その事象の教訓化を行うことが大切である。

（1）いじめられている児童生徒への対応の支援

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ○ 安全・安心を確保する。
- ○ 心のケアをする。
- ○ 今後の対策について、共に考える。
- ○ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ○ 温かい人間関係をつくる。

（2）いじめている児童生徒への対応（指導）

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ○ いじめの事実を確認する。
- ○ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ○ いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- ○ 今後の生き方を考られるようにする。
- ○ 児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。
- ○ いじめられた児童生徒といじめた児童生徒の使用する教室への配慮をする。

（3）関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ○ 一人一人にわかりやすい授業づくりを進める。
- ○ 自分の問題として捉えられるようにする。
- ○ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ○ 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

（4）保護者への対応（再発防止）

ア いじめられている児童生徒の保護者に対しての支援

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ○ じっくり話を聞く。
- ○ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

○ 親子のコミュニケーション、家庭的な雰囲気づくりを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている児童生徒の保護者に対しての助言

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

○ いじめは誰にでも起こる可能生があることを伝える。
○ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
○ 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
○ 保護者の協力が必要であることを伝える。
○ 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

ウ 保護者同士が対立する場合等

教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

○ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
○ 対応者を十分に検討して対応に当たる。
○ 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。
○ 両保護者間での争いが起こることのないよう、事案に関わる情報を両保護者に伝える。

（3）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

エ 教育局との連携

○ 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
○ 関係機関との調整
○ スクールカウンセラー等の派遣要請

オ 警察との連携（所轄警察署への通報）

○ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、所轄警察署に通報し、適切に援助を求められなければならない。
○ 犯罪等の違法行為がある場合

カ 福祉関係との連携

○ 家庭の養育に関する指導 ・助言
○ 家庭での生徒の生活 ・環境の状況把握

キ 医療機関との連携（学校医等）

○ 精神保健に関する相談
○ 精神症状についての治療 ・指導 ・助言

２ ネットいじめの対応

（1）ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

（2）ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

フィルタリングへの協力
保護者による情報端末使用時の見守り
情報モラルについての啓発資料の配付

イ 情報教育の充実

- 〇 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 〇 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- 〇 学級活動等における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

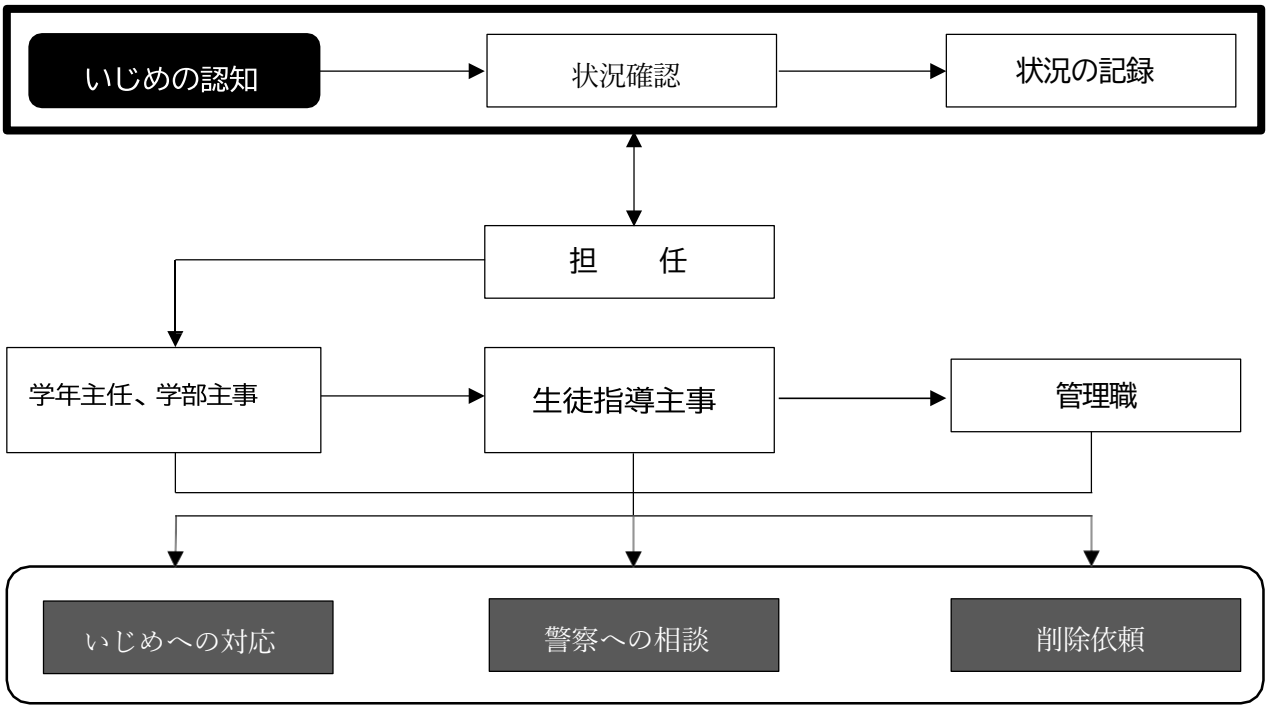
- 〇 ネット社会についての講話（防犯）の実施

（3）ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 〇 保護者からの訴え
- 〇 閲覧者からの情報
- 〇 ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



第4章　重大事態への対応

1 重大事態とは

（1）「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いあると認めるとき」

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

（2）「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

・年間の欠席が30日程度以上の場合

・一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態への対処

（1） 学校が重大事態と判断した場合は、直ちに空知教育局及び本庁特別支援課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態のための組織に協力する。

第5章　いじめの解消

1 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。 ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

（1） いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策指導会議」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注 視する。

（2） 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心 を確保する責任を有する。「いじめ対策指導会議」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの早期発見のためのチェックリスト（例）

＜記入日　　年　　月　　日＞
次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童生徒氏名

□　遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・〔　　〕
□　交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　表情が暗く（さえず）、元気がない。・・・・・・・・・・〔　　〕
□　視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・〔　　〕
□　持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　体に擦り傷やあざができていることがある。・・・・・・・〔　　〕
□　けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・〔　　〕

授業や給食の様子

□　教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・〔　　〕
□　発言したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。〔　　〕
□　グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。〔　　〕
□　グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。〔　　〕
□　給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。〔　　〕
□　食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・〔　　〕

放課後の様子

□　清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・〔　　〕
□　ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・〔　　〕
□　一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・〔　　〕
□　一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・〔　　〕
□　部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。〔　　〕
□　部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・〔　　〕

いじめの問題への対応チェックリスト（例）

<記入日　　年　　月　　日>

このチェックリストは学校がいじめの問題に適切に対応できる体制になっているか確認するために、個々の教職員や「学校いじめ対策組織」が使用します。

いじめの防止や事案対処等のために必要な要件

1　教職員集団に関わる要件

□　学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。
□　全ての教職員がいじめの定義を理解している。
□　日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
□　全ての教職員が「学校いじめ対策組織」の役割や構成員等を理解している。
□　「学校いじめ対策組織」の会議が定期的に開催されている。
□　「学校いじめ対策組織」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。

2　いじめの早期発見のための要件

□　児童生徒にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
□　いじめの把握のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する児童生徒に対する個人面談が確実に実施されている。
□　「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。

3　いじめの事案対処のための要件

□　教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
□　いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
□　「学校いじめ対策組織」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
□　全ての教職員が事案対処の流れを理解している。
□　全ての教職員が解消の判断基準を理解している。

4　学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織」に関わる要件

□　学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
□　学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。
□　学校いじめ防止基本方針を児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。
□　「学校いじめ対策組織」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。

いじめの防止や事案対処等のための取組

1　教職員の姿勢等

□　自校の学校いじめ防止基本方針の内容を理解している。
□　法や道の条例に規定されたいじめの定義に基づき、見逃すことなく、いじめの認知に努めようとしている。
□　どんな理由があってもいじめは許されないことを理解している。
□　いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な児童生徒に対する個人面談を速やかに実施している。
□　児童生徒の顔を見ながら出席確認をしている。
□　いつでも、児童生徒からの問いかけに対し、丁寧に対応している。
□　連絡帳や生活ノート等の内容を確認している。
□　授業において、児童生徒の一人一人の様子をよく観察している。
□　特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく声を掛けている。
□　特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく役割などを与えている。
□　児童生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。
□　休み時間や清掃時間等は、児童生徒の中に積極的に入り、観察に努めている。

2　他の教職員や外部専門家との情報共有等

□　いじめやいじめと疑われる事案が発生した際の「学校いじめ対策組織」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応できるようにしている。
□　日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。
□　児童生徒の話題を日常的に職員室で取り上げるようにしている。
□　様子が気になる児童生徒の情報を教職員間で共有している。
□　養護教諭と積極的に児童生徒の様子等について情報共有している。
□　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと児童生徒の様子等について情報共有している。

3　個々の児童生徒やその保護者への対応

□　児童生徒の発達の段階を踏まえて、いじめは絶対に許されない行為であることを計画的に指導している。
□　いじめを受けたり、見聞きしたりした場合には、必ず教職員に相談することを指導している。
□　児童生徒一人一人の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うようにしている。
□　学級通信や保護者との懇談などの機会を通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。
□　いじめ等の相談を受け付ける窓口を児童生徒や保護者に対し周知している。
□　児童生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。
□　児童生徒の身体の傷やあざの有無を含め体調に気を配っている。
□　給食の際の配膳の様子や、食べ残し等に気を配っている。
□　教室の整頓を心掛け、掲示物や机の落書きの有無などに気を配っている。
□　心配な児童生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡を取っている。

※参考・参照「北海道いじめ防止基本方針のポイント」北海道教育委員会

平成　30 年 4 月

（令和８年８月31日改訂）